

令和2年2月12日  
厚生委員会提出資料

## パブリックコメント意見募集の結果公表

第三期帯広市障害者計画（原案）に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。寄せられたご意見等について検討した結果、パブリックコメントを踏まえた修正は行わず別紙のとおり最終案とします。

### 【意見募集結果】

案 件 名	第三期帯広市障害者計画（原案）		
募 集 期 間	令和元年11月25日（月）～ 令和元年12月24日（火）		
意見の件数 （意見提出者数）	7件（ 5人）		
意見の取り扱い	修正	案を修正するもの	0件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	1件
	参考	今後の参考とするもの	4件
	その他	意見として伺ったもの	2件
意見の受け取り	持参		2人
	郵送		0人
	ファクス		3人
	電子メール		0人

### 【意見等の内容】

No.	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
1	<p>【6 安全・安心な生活環境の整備促進】 自分たちも何かやっていかなければならないとの考えで、帯広市と災害時の避難所について、当事者の視点で実際に目的を持ち、検証している。 行政に一方的に要望するばかりでなく、自ら出来ることは自ら行うことが必要と思う。</p>	2件	<p>【参考】 災害時に支援が必要な方について、町内会や関係団体等と協力して地域で支えていくことが重要と認識しています。 障害のある人の目線でのご意見やご協力もいただきながら、避難所の運営をはじめとした災害時の体制等について検討してまいりたいと考えており、ご意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>

No.	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
2	<p>【6 安全・安心な生活環境の整備促進】 車椅子利用者、視覚障害者の安心安全の確保を図るため、道路・歩道等において危険と思われる箇所を道路担当課と定期的に情報交換を実施し、情報を共有化したい。</p>	1件	<p>【その他】 道路・歩道等の危険個所に関する情報については、庁内の関係各部署と共有し、道路環境の整備を進めてきています。今後も庁内はもとより関係機関を含めた情報交換を図りながら、取り組みを進めます。</p>
3	<p>【6 安全・安心な生活環境の整備促進】 近年大きな災害が全国各地で発生しており、他人事とは思えず、障害のある人を含め市民皆が行政とともに防災訓練に取り組む必要を感じる。</p>	1件	<p>【既記載】 ご指摘のとおり、近年大きな災害が全国各地で発生していることを踏まえ、地域防災訓練においては、障害のある人にもご参加をいただきながら、ご意見、ご協力をいただいています。 本計画では、障害のある人の目線で、防災訓練の実施や意見の聴取、避難時等の情報伝達体制の確保や福祉避難所の受入れ態勢の充実に取り組むことを記載しています。</p>
4	<p>【6 安全・安心な生活環境の整備促進】 障害のある人は特性に合わせた配慮が必要で、福祉避難所があってもそこに行かれない、居られない人もいることを理解してほしい。 福祉避難所に居なければ必要物資が供給されないという事を聞いたが、行かれない、居られない障害のある人に配慮をお願いしたい。</p>	1件	<p>【参考】 災害時に自力で対応することが困難な方に対しては地域全体で支えていくことが重要と考えています。 障害の特性によって福祉避難所を利用することが困難な方に対する支援について、町内会や関係機関などと連携しながら検討を進めてまいりたいと考えており、ご意見の趣旨は施策を推進する上での参考とします。</p>
5	<p>【8 就労支援と日中活動の充実】 障害のある人の就労及び地域社会の理解が進んできているが、福祉的就労の場には以前に比べると、障害の重い人や対応が難しい人が増えている。 就労継続支援B型の給付費が工賃の額によって変わるという制度には矛盾を感じており、地域の声を国に届けて頂けないか。</p>	1件	<p>【参考】 サービス提供事業所の増加などによって、就労継続支援B型を利用される人が増加していることや、地域社会における理解が進んできていることは、障害のある人の自立や社会参加を進めていく上で非常に重要なことと考えています。 今後も引き続き、障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達や、製品の販売機会の拡大などを通じた、障害のある人の就労に対する工賃の向上などを図っていきます。 また、サービス提供事業所への給付費に対する現場からのご意見については、北海道市長会などを通じて、国に要望していきます。</p>

No.	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
6	<p>【その他】  高齢者の社会参加、地域生活の充実のため、加齢難聴者に対する補聴器購入費助成を検討してほしい。</p>	1件	<p>【その他】  障害者総合支援法において、医師の診断により補装具の支給対象になる方については補聴器の助成対象となっています。  本制度の対象とならない方への補聴器購入費助成の拡充は難しいと考えていますが、情報提供体制や、意思疎通に係る支援の充実、難聴に係る理解の促進などを通し、加齢に伴う難聴者の社会参加や地域生活の充実を進めていきます。</p>

**【案件の最終案】**

別紙のとおり

